

# 遊 漁 規 則

志賀高原漁業協同組合

# 志賀高原漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

(趣旨)

第1条 この規則は、志賀高原漁業協同組合が免許を受けた、内共第9号第5種共同漁業権に係わる漁場のうちこの組合が管理する漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（いわな。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第2条 1 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に口頭で申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項又は第2項に規定する遊漁料を納付しなければならない。

(遊具漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 魚 種	ウ 統数又は規模
いわな	竿 釣	1人一本以内

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
竿 釣	4月16日～9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前項の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
1) 雑魚川の全支流（満水川と外川を除く） 及び雑魚川の合流点より小雑魚川上流全域	周 年
2) 県道奥志賀公園線カヤの平橋より上流の 満水川本支流	

（全長制限）

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
いわな	全長20センチメートル以内

（遊漁料の額及び納付の方法）

第7条 1 第2条3項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	承認期間	遊 漁 料
いわな	1日（税込み）	550円
	1年（税込み）	3300円

2 前号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

区 分	遊 漁 料
中学生以下の者	無 料
身体障害者	前項に規定する額の2分の1 に相当する額

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所をおいてしなければならない。

- (1) 下高井郡山ノ内町大字平穏 志賀高原漁業協同組合事務所
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、組合が指定し公示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 1 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1-1号又は様式第2-1号、様式第1-2号又は様式第2-2号の遊漁認証（以下「遊漁認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 1 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合その者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

表

○

**遊漁承認証**  
**日釣券**

No. \_\_\_\_\_

釣り年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

日限り

下記のとおりに遊漁を承認します。

氏名 \_\_\_\_\_

魚種 しづな  
漁具 漁法 竿釣

遊漁区域 志賀高原漁業協同組合管理区域内

遊漁料 **550円** (税込み)

発行年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

志賀高原漁業協同組合

No. \_\_\_\_\_

年 \_\_\_\_\_ 日釣券(控え)

発行年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

氏名 \_\_\_\_\_

遊漁料 **550円** (税込み)

販売店名(取扱者) \_\_\_\_\_

裏

○

注 意 事 項

1. 全長20cm以下の魚(20cm含む)が釣れた場合は必ずリリースし、捕獲、持ち帰ってはならない。20cm以下の魚を所持していた場合は全ての魚を没収致します。
2. 諸種の標識にご注意し、その規定を守ること。
3. 他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
4. 遊漁監視員の指示に従わなければならない。
5. 遊漁期間は、4月16日から9月30日までとする。
6. 遊漁者は、この規則に違反したときは、遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒絶する。この場合は既に納付した遊漁料の払い戻しはしない。
7. 日釣券において、指定日記載のないものは無効です。
8. ゴミは必ず持ち帰ること。
9. 釣り場にて遊漁料の取扱は致しません。
10. 日釣券は見易い箇所に着体して下さい。

志賀高原漁業協同組合

表

**遊 漁 承 認 証**  
**年 釣 券**

No. \_\_\_\_\_

釣り年度 \_\_\_\_\_ 年

**志賀高原漁業協同組合**

下記のとおりに遊漁を承認します。

遊漁者	住所
氏名	年齢 才

承認期間 年4月16日 ~ 年9月30日迄

魚種 しづな  
漁具 漁法 竿釣

遊漁区域 志賀高原漁業協同組合管理区域内

遊漁料: **3,300円** (税込み)

発行年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

発行者 **志賀高原漁業協同組合**

No. \_\_\_\_\_

年度 年釣券(控え)

発行年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

遊漁者	住所
氏名	年齢 才

遊漁料 **3,300円** (税込み)

販売店名(取扱者) \_\_\_\_\_

裏

注 意 事 項

1. 全長20cm以下の魚(20cm含む)が釣れた場合は必ずリリースし、捕獲、持ち帰ってはならない。20cm以下の魚を所持していた場合は全ての魚を没収致します。
2. 諸種の標識にご注意し、その規定を守ること。
3. 他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
4. 遊漁監視員の指示に従わなければならない。
5. 遊漁期間は4月16日から9月30日までとする。
6. 遊漁者は、この規則に違反したときは、遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒絶する。この場合は既に納付した遊漁料の払い戻しはしない。
7. 指定日記載のないものは無効です。
8. ゴミは必ず持ち帰ること。
9. 釣り場にて遊漁料の取扱は致しません。
10. 釣券は見易い箇所に着体して下さい。

志賀高原漁業協同組合

遊 漁 承 認 証		
<b>日 釣 券</b>		
年 /		
住 所 氏 名		セキュリティコード
遊 漁 料 金	<b>550</b> 円 (税込み)	
取 扱 者	志賀高原漁業協同組合	
魚 種	いわな	
漁具/漁法	竿 釣	
遊 漁 区 域	志賀高原漁業協同組合管理区域内	
<b>注意事項</b>		
<p>1. 全長20cm以下の魚(20cm含む)が釣れた場合は必ずリリースし、捕獲、持ち帰ってはならない。20cm以下の魚を所持していた場合は全ての魚を没収致します。</p> <p>2. 罾種の標識に注意し、その規定を守ること。</p> <p>3. 他の者の迷惑になる行為をしてはならない。</p> <p>4. 遊漁監視員の指示に従はなければならない。</p> <p>5. 遊漁期間は4月16日から9月30日までとする。</p> <p>6. 遊漁者は、この規則に違反したときは、遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒絶する。この場合は既に取めた遊漁料の払い戻しはしない。</p> <p>7. 日釣券において、指定日記載のないものは無効です。</p> <p>8. ゴミは必ず持ち帰ること。</p> <p>9. 釣り場にて遊漁料の取扱は致しません。</p> <p>10. 釣券は見易い箇所に着体して下さい。</p>		
No.		

遊 漁 承 認 証		
<b>年 釣 券</b>		
年 年		
<b>4/16 ~ 9/30</b>		
住 所 氏 名		セキュリティコード
遊 漁 料 金	<b>3,300</b> 円 (税込み)	
取 扱 者	志賀高原漁業協同組合	
魚 種	いわな	
漁具/漁法	竿 釣	
遊 漁 区 域	志賀高原漁業協同組合管理区域内	
<b>注意事項</b>		
<p>1. 全長20cm以下の魚(20cm含む)が釣れた場合は必ずリリースし、捕獲、持ち帰ってはならない。20cm以下の魚を所持していた場合は全ての魚を没収致します。</p> <p>2. 罾種の標識に注意し、その規定を守ること。</p> <p>3. 他の者の迷惑になる行為をしてはならない。</p> <p>4. 遊漁監視員の指示に従はなければならない。</p> <p>5. 遊漁期間は4月16日から9月30日までとする。</p> <p>6. 遊漁者は、この規則に違反したときは、遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒絶する。この場合は既に取めた遊漁料の払い戻しはしない。</p> <p>7. 指定日記載のないものは無効です。</p> <p>8. ゴミは必ず持ち帰ること。</p> <p>9. 釣り場にて遊漁料の取扱は致しません。</p> <p>10. 釣券は見易い箇所に着体して下さい。</p>		
No.		

(様式第3号)

## 漁場監視員証

写真	<h3>漁場監視員証</h3>
	左記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。
	住所 _____
	氏名 _____
	監視員No. _____
発行者 志賀高原漁業協同組合	



## 注意事項

- 1 漁場監視員は必ず監視員証を携帯し腕章をつけること。
- 2 遊漁者の規則違反のなきよう指導すること。
- 3 規則違反のときは漁業を中止させ、其の内容を報告すること。